

私立幼稚園就園奨励費補助金について

○ 私立幼稚園就園奨励費補助金とは

厚岸町では、保護者の方の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興、普及充実を図るため、幼稚園に通う園児の保護者の方に対して、幼稚園設置者が保育料等の減免をする場合に、町が幼稚園設置者に対し補助金を交付するものです。

○ 対象となる世帯

町内に住民登録があり、私立幼稚園に在園している満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児がいて、次の基準額表にあてはまる世帯。

(補助限度額は、平成28年度市町村民税額によって決定します)

《 基準額表 》

区 分	補 助 限 度 額				
	「第1子」または「兄・姉が幼稚園児の場合」に該当する園児			「小学校1～3年生に兄・姉がいる場合」に該当する園児	
	第1子 (小学校4年生以上 に兄・姉がいる場合 も含む)	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
生活保護法の規程による保護をうけている世帯	年額 123,000円	年額 164,000円	年額 189,000円	年額 132,000円	年額 140,000円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額 88,000円	年額 141,000円	年額 182,000円	年額 100,000円	年額 112,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額 62,500円	年額 122,000円	年額 176,500円	年額 77,000円	年額 91,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が100,000円以下の世帯	年額 32,800円	年額 105,000円	年額 172,000円	年額 55,000円	年額 72,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額 16,400円	年額 52,500円	年額 86,000円	年額 27,500円	年額 36,000円

- 備考
- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。ただし、町民税算定上扶養控除の対象になっている者の所得を除く。
 - 2 途中入園及び中途退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。
上記の単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15 (百円未満を四捨五入)
 - 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

お問い合わせ先

厚岸町教育委員会管理課学校教育係

TEL 0153-52-3131 (内線356, 357)